（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第九条　改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条（第一項第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号、第五号及び第六号、第八項並びに第九項を除く。）、第百十四条の二の三、第百十四条の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の三の二、第百十四条の三の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）並びに第百十四条の五第三項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条第一項第一号	及び	及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は
［略］	［略］	［略］
第百十四条第三項	［略］	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）
	同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）	
	第一項第一号及び第六号	第一項第一号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の二の三第一項第二号	二　退職共済年金の年金証書の記号番号	一の二　個人番号又は基礎年金番号 二　旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号
［略］	［略］	［略］

（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第九条　改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条（第一項第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号、第五号及び第六号、第八項並びに第九項を除く。）、第百十四条の二の三、第百十四条の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の三の二、第百十四条の三の三（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）並びに第百十四条の五第三項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条第一項各号列記以外の部分	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条第三項	［同上］	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。）
	同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）	
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の二の三第一項第二号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
［同上］	［同上］	［同上］